

○内閣府
法務省 令第
号

保険業法（平成七年法律第百五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、外国
保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十一月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川 陽子

外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令

（外国保険会社等供託金規則の一部改正）

第一条 外国保険会社等供託金規則（平成八年法務省大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規

定する旧氏を「印」欄に括弧書で併せて記載することができる。

「印」や「印」を記載する場合は、印の右側に記載する。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏を「印」欄に括弧書で併せて記載することができる。

「印」や「印」を記載する場合は、印の右側に記載する。旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏を「印」欄に括弧書で併せて記載することができる。

「印」や「印」を記載する場合は、印の右側に記載する。旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏を「印」欄に括弧書で併せて記載することができる。

「印」や「印」を記載する場合は、印の右側に記載する。旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏を「印」欄に括弧書で併せて記載することができる。

「旧氏及び名」 に沿ふ。

別紙様式第八中印「印」を置く、回様式記載上の姓母「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13)に規定する旧氏をいう。）及び名」は、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に沿ふ。

別紙様式第十中印「印」を置く、回様式記載上の姓母「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13)に規定する旧氏をいう。）及び名」は、「当該氏名」や「当該該旧氏及び名」に沿ふ。

（免許特定法人供託金規則の一部改訂）

第一条 免許特定法人供託金規則（平成八年 法務省令第一中 大蔵省令第一中）の一部を次のとおり改出す。

第四条第一項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「吾」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号中「五」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

「旧姓」は、戸籍上に記載された「婚姻前の氏名」や「旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧姓をいう。」及び「当該氏名」や「当該

同様に「印」や「姓」、「婚姻前の氏名」や「旧氏」（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び「名」は「当該氏名」や「当該

「旧氏及び名」 と略す。

同様に「印」を冠す、戸籍上の姓氏 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」 は、「当該氏名」 や 「当該

「旧氏及び名」 と略す。

同様に「印」を冠す、戸籍上の姓氏 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」 は、「当該氏名」 や 「当該

「旧氏及び名」 と略す。

同様に「印」を冠す、戸籍上の姓氏 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」 は、「当該氏名」 や 「当該

「旧氏及び名」 と略す。

同様に「印」を冠す、戸籍上の姓氏 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」 は、「当該氏名」 や 「当

該旧氏及び名」 と略す。

(保険仲立人保証金規則の一部改正)

第11条 保険仲立人保証金規則（平成八年法務省令第11号）の一部を次のよう改訂する。

第四条第一項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のよう付加する。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のよう付加する。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のよう付加する。

(記載上の注意)

1 保険仲立人の場合は、※登録番号を記載すること。

2 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第

1号の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

司 繁長 氏名「印」 ふみかず ひろながのじめいんべ。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

司 繁長 氏名「印」 ふみかず ひろながのじめいんべ。

(記載上の注意)

1 保険仲立人の場合は、※登録番号を記載すること。

2 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第

1号の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

司業弊社様より「印」を置き、証明するものと存ば。

（記載上の注意）

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1号の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

司業弊社様より「印」を置き、証明するものと存ば。

(記載上の注意)

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（一般振替機関の監査に關する命令の一部改定）

第四条 一般振替機関の監査に關する命令（平成十四年内閣府令第1号）の一部を次のとおり改定する。

第一条第二項第一号の次に次の1号を加える。

11の1 取締役及び監査役の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第119号）第110条の十三に規定する旧氏を二つ以下回し。）及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第八条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 受託者の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて第九号に掲げる書類に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第八条第二項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 受託者の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前号に掲げる書類に記載した場合において、同号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十六条第二項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を当該取締役、執行役又は監査役の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載した書面に記載した場合において、口に掲げる書類が当該取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十六条第二項第三号に次のように加える。

ハ 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載した書面に記載した場合において、口に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十九条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて合併認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十九条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 特定合併後の振替機関の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて合併認可申請

書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 設立会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 設立会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十一条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 承継会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて吸收分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証す

るものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十一条第二項第五号の次に次の一号を加える。

十五の二 承継会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該

旧氏及び名を証する書面

第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 譲受会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十二条第二項第五号の次に次の一号を加える。

十五の二 譲受会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

(信託会社等商業保証金規則の一部改正)

第五条 信託会社等商業保証金規則（平成十六年内閣府令第11号）の一部を次のように改正する。
内閣府令第11号 法務省

第四条第一項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一号「印」を削り、同様式に次のよう記入を加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第一号「印」を削り、同様式に次のよう記入を加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第一号「印」を削り、同様式に次のよう記入を加える。

昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」「当該氏名」「当該旧氏及

び名」に改める。

様式第七廿 「印」を削り、同様式記載上の注憲廿 「婚姻前の氏名」 や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」と、「当該氏名」 や「当該旧氏及び名」に改める。

様式第七廿 「印」を削り、同様式記載上の注憲廿 「婚姻前の氏名」 や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」と、「当該氏名」 や「当該旧氏及び名」に改める。

（信託兼営金融機関商業保証金規則の一部改正）

第六条 信託兼営金融機関商業保証金規則（平成十六年内閣府令第四号）の一部を次のとおり改正する。

第四条第一項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規

定する旧氏をいう。) 及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第二中「吾」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規

定する旧氏をいう。) 及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」と「当該氏名」又「当該旧氏及び名」に該当。

妻の姓「印」を置き、戸籍上の姓「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」は、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に過ぎぬ。

妻の姓「印」を冠し、臣妻の姓「婚姻前の氏名」又「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」又「当該氏名」又「当該旧氏及び名」を冠する。

び名」に改める。

(保険会社等商業保証金規則の一部改正)

第七条 保険会社等商業保証金規則（平成十六年内閣府令第5号）の一部を次のとおりに改正する。
法務省

第四条第一項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一弐「印」を削り、同様式に次のよハシ加へる。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第一弐「印」を削り、同様式に次のよハシ加へる。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第一弐「印」を削り、同様式に次のよハシ加へる。

（

昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」又、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」に改める。

妻共兼田母 「印」を削り、回妻共記載上の姓母 「婚姻前の氏名」又「旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13)に規定する旧氏をいう。) 及び名」又、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」に改める。

妻共兼田母 「印」を削り、回妻共記載上の姓母 「婚姻前の氏名」又「旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13)に規定する旧氏をいう。) 及び名」又、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」に改める。

(少額短期保険業者供託金規則の一部改正)

第八条 少額短期保険業者供託金規則 (平成十八年 内閣府令第1号) の一部を次のとおりに改める。

第四条第一項中 「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号 (記載上の注意を除く。) 中 「印」を削り、回様式記載上の姓母を次のとおりに改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

司 署 譲 払 印 (印鑑上の坦觸を除く。) 且「印」を置く、印鑑が印鑑上の坦触を除くものとする。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

司 署 譲 払 印 (印鑑上の坦触を除く。) 且「印」を置く、印鑑が印鑑上の坦触を除くものとする。

(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

印鑑登録回ぬ（印鑑上の坦廻を塗ム）母「印」を記す、回数印鑑上の坦廻を次のものと認める。

(記載上の注意)

法第272条の2 第1項の登録申請書又は法第272条の7 第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

印鑑登録回ぬ（印鑑上の坦廻を塗ム）母「印」を記す、回数印鑑上の坦廻を次のものと認める。

(記載上の注意)

法第272条の2 第1項の登録申請書又は法第272条の7 第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書

併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

印鑑等の提出書に印（登録上の姓氏を含む）又は「印」又は、回数印（登録上の姓氏を含む）も併せて記載する。

（記載上の注意）

法第272条の2 第1項の登録申請書又は法第272条の7 第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書き併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

印鑑等の提出書に印（登録上の姓氏を含む）又は、回数印（登録上の姓氏を含む）も併せて記載する。

（記載上の注意）

法第272条の2 第1項の登録申請書又は法第272条の7 第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載

した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「**戸籍登録簿**」（戸籍上の姓氏を除く）母「印」ふりがな、同様に「**戸籍登録簿**」の姓氏を除くものに記入せよ。

(記載上の注意)

法第272条の2 第1項の登録申請書又は法第272条の7 第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「**戸籍登録簿**」（戸籍上の姓氏を除く）母「印」ふりがな、同様に「**戸籍登録簿**」の姓氏を除くものに記入せよ。

(記載上の注意)

法第272条の2 第1項の登録申請書又は法第272条の7 第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30

条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(金額額呴取の業者印業保証金規定の一部改定)

第九条 金額額呴取の業者印業保証金規定(平成十九年内閣府令第31号)の一部を次のとおり改定する。

第四条第一項「本人が署名無し」を置く。

別紙様式第一項「印」を置く、回数栏に次のとおり改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一項「印」を置く、回数栏に次のとおり改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定

する旧氏をいう。) 及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四印「印」を置く、回数表記欄上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」又、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に記入。

別紙様式第五印「印」を置く、回数表記欄上の姓氏を次のものと記入。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七印「印」を置く、回数表記欄上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」又、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に記入。

(改資顧問業者印業保証金規定及び恒常取扱権取扱業者印業保証金規定の欄等に記入の一部改出)

第十條 改資顧問業者印業保証金規定及び恒常取扱権取扱業者印業保証金規定の欄等に記入の部分 (半段

十九年内閣府令第五号)の一部を次のよハニ改正する。

第二条第一項第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第五条第一項中「本人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をい。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(有限責任監査法人供託金規則の一部改正)

第十一条 有限責任監査法人供託金規則（平成十九年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号（記載上の注意を除く。）中「吾」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号（記載上の注意を除く。）中「吾」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

- 申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならぬ。

3 申請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

「印」又は「印」と記載する場合は、印鑑登録簿上の姓や名の上に捺印せよ。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

「印」又は「印」と記載する場合は、印鑑登録簿上の姓や名の上に捺印せよ。

（記載上の注意）

公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び

名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「印」 や「
」の姓氏を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載する。又は当該旧氏及び名のみを記載する。

3 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「印」 や「
」の姓氏を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載する。又は当該旧氏及び名のみを記載する。

（記載上の注意）

1 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）

及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならぬ。

3 申請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

（記載上の注意）
「印」の姓氏を記載する欄に記載する際には、

（記載上の注意）

1 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録

申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）

及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨

の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならぬ。

3 申請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

（電子記録債権法施行規則の一部改正）

第十一條 電子記録債権法施行規則（平成11十年内閣府令第四号）の一部を次のとおり改正する。
内閣府令第四号 法務省

第十一條第四項第三号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第11百九十一号）第三十条の十三）に規定する旧氏を」と、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二百二十二条第一項第一号ハ及び第二号ハ、第三十五条第三項第十一条の二及び第十四号の二、第三十六条第三項第十一号の二及び第十四号の二、第二百一十七条第二項第十一号の二及び第十四号の二並びに第二百一十八条第三項第十一号の二及び第十四号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

(前払式支払手段発行保証金規則の一部改正)

第二百二十三条 前払式支払手段発行保証金規則(平成二十一年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第一項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「印」を削り、同様式記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第一中「印」を削り、同様式記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第四中「印」を削り、同様式記載上の注意2. 中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行

令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」又、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」に當る。

妻姓継田母「印」又「印」又妻姓継母の姓也。母「婚姻前の氏名」又「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」又「当該氏名」又「当該旧氏及び名」に當る。

妻姓継子母「印」又「印」又妻姓継母の姓也。母「婚姻前の氏名」又「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」又「当該氏名」又「当該旧氏及び名」に當る。

妻姓継子母「印」又「印」又妻姓継母の姓也。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

妻姓継子母「印」又「印」又妻姓継母の姓也。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(資金移動業履行保証金規定の一端改用)

第十四條 資金移動業履行保証金規定（平成11年^{文部省令第4号}改用）の一部を次のとおり改用する。

第八条第一項「本人が職員登録した」を置く。

様式第一「印」を置く。同様式記載上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」は、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

様式第一「印」を置く。同様式記載上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」は、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

様式第一「印」を置く。同様式記載上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」は、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」又、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」又名々。

妻姓継田母 「印」 又「印」 又妻姓継母の姓母母 「婚姻前の氏名」 又「旧氏」(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号) 第30条の13)に規定する旧氏をいう。) 及び名」又、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」又名々。

妻姓継子母 「印」 又「印」 又妻姓継母の姓母母 「婚姻前の氏名」 又「旧氏」(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号) 第30条の13)に規定する旧氏をいう。) 及び名」又、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」又名々。

妻姓継子母 「印」 又「印」 又妻姓継母の姓母母。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号) 第30条の13)に規定する旧氏をいう。) 及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

妻姓継子母 「印」 又「印」 又妻姓継母の姓母母。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

姓氏十人印を記入する場合は、印の右側に氏名を記入する。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

左記

の印を記入する。